

## 告 示

### 埼玉県告示第二百七十四号

昭和三十九年埼玉県告示第六十八号（農業災害補償法第十六条第一項ただし書の基準）は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。ただし、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた平成三十年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係に係る同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第十六条第一項ただし書の規定により知事が定める基準については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司